

令和7年第5回奥州市農業委員会総会

議 事 録

(令和7年4月25日)

奥州市農業委員会

令和 7 年第 5 回奥州市農業委員会総会議事録

令和 7 年 4 月 25 日 (金) 午前 9 時 30 分

奥州市役所 講堂

第 1 会期の決定

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 諸般の報告

第 4 議事

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について

報告第 3 号 令和 6 年度奥州市農業委員会事業報告について

報告第 4 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の許可処分の取消しについて

議案第 3 号 贈与税の納税猶予等に関し、引き続き農業経営を行っている等の証明願の審査について

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について

議案第 5 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第 7 号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（22名）、欠席委員（2名）

1 鈴木 洋一	2 八重樫 章	3 浅野 輝夫
4 松戸 正雄	5 千葉 英宏	6 鈴木 喜一
7 福田 貴徳 (欠席)	8 千葉 房志	9 佐々木 生子
10 阿部 成明	11 菅原 利宏	12 小原 松光
13 植松 郁男	14 千葉 孝治	15 高橋 浩幸
16 紺野 弘行	17 菊地 隆文	18 三浦 正幸
19 高橋 義典	20 小澤 靖	21 岩渕 壽子
22 家子 洋子 (欠席)	23 星 洋子	24 伊藤 周治

事務局職員

事務局長	井面 宏
事務局長補佐	佐々木 治彦
農業振興係 係長	佐藤 康平
主事	千田 裕海絵
農地係 係長	佐藤 茂樹
主任	照井 早織
主任	安倍 利紗
主事	佐々木 翔琉

議長 ただいまより、令和7年第5回奥州市農業委員会総会を開会いたします。

欠席の届出委員は、7番、福田貴徳委員。22番、家子洋子委員です。

出席委員は定数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定に基づき、佐藤茂推進委員、菊地信也推進委員に出席を求めています。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てご起立の上、発言するようお願いいたします。

本日の会議は、総会日程にしたがって進めて参ります。

議長 日程第1、会期の決定を、議題といたします。

お諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定されました。

議長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、当職より指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、21番、岩淵壽子委員、23番、星洋子委員の2人を指名いたします。

議長 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長をして、諸般の報告をいたさせます。

事務局長 それでは、主要会務をご報告し、諸般の報告とさせていただきます。

1ページをご覧ください。令和7年3月17日から4月16日までの主な内容をご報告申し上げます。3月25日、令和7年第4回総会を開催し、農地案件10件について審議決定いただきました。3月31日、4月1日と記載がございます。

年度末、年度始めにつきましては、人事異動に関わる行事が開催されており、伊藤会長が臨席してございます。4月11日、第3回運営委員会を開催し、令和6年度事業報告書他について協議いただきました。4月14日、胆沢ダム管理協議会及び胆江地方農林業振興協議会について、伊藤会長が監査に当たってございま

す。以上でございます。

議長 以上、諸般の報告が終わりましたので、質問に入ります。
質問がありましたらご発言願います。
(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。
報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について議題といたします。
事務局をして、報告の説明をいたさせます。
(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。
今月の報告件数は、相続による所有権の取得が59件で、委員会へのあっせん希望は番号28、番号29の2件です。
番号28について、伊手地区担当の委員に、番号29について、前沢地区担当の委員に情報提供をさせていただく予定です。各地域担当の農業公社のコーディネーターにも情報提供予定であります。
市外の方への相続となるのが、番号3、番号8、番号26、番号28、番号29、番号36、番号37、番号47、番号57、番号58の11件です。
以上ご報告します。

議長 報告第1号について説明が終わりましたが、本報告につきましては、議席番号12番、小原松光委員が番号46に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による、番号46を除き質問に入ります。質問がありましたらご発言願います。
(「議長」の声あり) 18番、三浦正幸委員。

18番委員 ちょっと確認させていただきたいことありまして、備考欄のですね、登録年月日が令和6年っていうのが1番と16番にあるのですが、これは報告し忘れたものなのでしょうか。
(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 こちらにつきましては、登記をされた日で、農業委員会の方に先月の締め切り後の3月6日以降から今月の4月5日までの間で受理、処理をしているものを、報告させていただいております。あくまでもこれは登記相続された方が、いつ登記されたかという情報でございます。よろしいでしょうか。
(「議長」の声あり)

議長 18番。三浦正幸委員。

18 番委員 はい。詳しく内容的にわからないのですが、これは登記したイコール相続したってことですよね。ちょっとその仕組みがよくわかんなくて申し訳ないです。

(「議長」の声あり)

議 長 佐藤農地係長。

農地係長 すいません。私の説明がちょっと足らなくて申し訳ございません。

農業委員会に届け出が出されたのが、先月の3月6日以降から4月5日までの間です。報告が遅れていたものではございません。

ご本人さんが、登記完了した後に報告とかこちらの方にきたのが、この1ヶ月の間だということであって、その届け出につきましても、概ね10ヶ月以内に届出を提出されれば、問題ございませんので、決して問題があったもの、報告漏れがあったとかそういうものではございません。

18 番委員 はい、ありがとうございます。10ヶ月以内ぐらいに出せばいいということなのですね。ありがとうございます。

議 長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第1号については番号46を除き、終結いたします。

次に番号46に係る質問に入ります。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、12番委員の退席をお願いいたします。

議 長 それでは、番号46に係る質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第1号の番号46については終結いたします。12番委員の退席を解除いたします。

議 長 報告第2号。地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主 事 議案書14ページをご覧ください。今月の報告件数は16件です。

解約の理由は、労力不足による解約7件、貸し換えへのための解約4件、中間管理機構に係る解約3件等となっております。

また、関連議案についてですが、事前にお配りしておりました議案関連表の通りです。以上、ご報告します。

議 長 報告第2号について説明が終わりましたので質問に入ります。質問がありまし

たら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 報告第3号、令和6年度奥州市農業委員会事業報告についてを議題といたします。

事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木事務局長補佐。

局長補佐 議案書は18ページです。報告書本体は別冊となっております。この報告書につきましては事前にお配りしておりますので、概要についてのみご報告いたします。

表紙をめくっていただいて、目次となります。

この報告書は、前半部分が農業委員会の運営についてで、委員名簿、地域推進班編成、事務局職員事務分掌、会議の開催状況、耕作証明書等発行件数を掲載し、後半からは、法令事務事業の実施といたしまして、農地関係事務、農政関係事業を掲載しております。

1ページから3ページは記載のとおりとなります。4ページ、会議の開催状況です。こちらは総会での農地案件以外で審議、決定したもの、5ページは総会での農地の権利移動関係の審議状況です。昨年度の議案等の提出及び処理件数合計は、2,298件でした。

次に6ページから7ページにかけては、運営委員会、農政専門委員会、農業振興専門委員会、広報編集委員会、農地利用最適化推進会議の開催状況を掲載しております。

8ページは、証明書等発行件数です。昨年度は合計1,243件で、軽油免税の申請の際に必要な耕作証明が大多数を占めております。

9ページからは、法令事務事業の実施状況になります。

最初に、農地関係事務のうち、農地流動化の状況です。農用地利用集積計画と農地法第3条によるものになります。

昨年度は合計で、農用地利用集積計画が1157件、792ha、農地法第3条による許可分が167件、107.6ha、合計で1324件、900haとなっております。

なお、11ページから12ページはその内訳となります。13ページは、農地法第4条による許可申請状況で、昨年度、田畑の合計で9件、約41aの申請がありました。

14 ページは、農地法第 5 条による許可申請状況です。こちらは合計で 103 件、約 10.4ha の申請がありました。

15 ページ、適用外証明願処理件数です。合計 38 件で約 1.1ha の適用外証明を行っております。

16 ページ、合意解約通知書の処理状況です。合計で 182 件、約 107ha となっております。

17 ページ、農地台帳の整備及び生前一括贈与関係は、記載のとおりです。(11)の農地法第 30 条による利用状況調査については、18・19 ページに図表を掲載しております。

17 ページに戻りまして、利用意向調査、非農地判断について掲載しております。

20 ページからは農政関係事業となります。

農作業労賃標準額の設定・情報活動及び家族経営協定の締結推進について掲載しております。

20 ページ下段から 21 ページは農業者年金業務です。昨年度は、新規加入者が 8 人となっております。

22 ページ以降は参考資料として、農作業労賃標準額表、農地の賃借料情報を掲載しております。

以上で令和 6 年度事業報告の概要説明といたします。

議 長 報告第 3 号について説明が終わりましたので質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 質問なしと認め、報告第 3 号を終結いたします。

議 長 報告第 4 号。令和 7 年度最適化活動の目標に、目標設定についてを議題といたします。事務局をして、報告の説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木局長補佐。

局長補佐 議案書は 19 ページから 22 ページとなります。

はじめにこの農地の最適化について若干触れておきます。

農業委員会の主要業務に「農地の最適化の推進」があります。

最適化とは、1 点目「担い手への農地集積」、2 点目「耕作放棄地の発生防止・解消」、3 点目「新規参入の促進」の 3 点を最適化活動と称しており、それらに取組むとされております。

令和 4 年 2 月 2 日農水省から農業委員会による最適化活動の推進等についての

通知が発出され、農業委員会は毎年度、最適化活動に係る成果目標と活動目標を設定し、その達成状況と点検評価を公表するなど、取組強化の方針を示されたもの。このことにより、最適化活動の目標を設定し公表する必要があります

以降、これらを踏まえ、今年度の目標設定についてご説明いたします。

20 ページ、1 農業委員会の状況及び2 農家、農地等の概要はご覧のとおりです。

21 ページ、2 最適化活動の目標です。最適化活動の成果目標は、(1)農地の集積の①現状と課題ですが、これまでの集積面積は 12730ha で、集積率は 64.6% となっております。

②目標ですが、令和 12 年度に集積率 85%と設定しているため、今年度はその目標に向けて 680ha の集積を図り、今年度末には集積率 68.1%にしようとするものです。

(2)遊休農地の解消の①現状と課題ですが、昨年秋の調査により判明した1号遊休農地は 26 ha で、その内、緑区分 15ha、黄色区分が 11ha となっております。②目標ですが、既存の遊休農地の緑区分 13ha の2割、2.6ha の解消を目指し、また、既存の黄色区分 7 ha の遊休農地については市・県・農業公社と協議し解消に向けた工程表を策定することとしております。

なお、昨年度に新規発生した緑区分の遊休農地については、8ha でしたので、その分を解消しようとするものです。

22 ページ、(3)新規参入の促進の①現状と課題について、新規参入者の概要はご覧のとおりです。②権利移動面積ですが、令和 3 年から 5 年までの状況を記載しております。平均 606ha で、このうち1割以上が新規参入者への貸付同意の面積となることから、60.6ha を公表する農地面積となります。

2 最適化活動の活動目標についてです。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標において、1人当たりの活動日数は1月に10日といたしました。この設定は農水省から通知によるものです。

(2)活動強化月間の設定目標及び(3)新規参入相談会への参加目標については、昨年度と同じ目標設定といたしました。内容についてはご覧のとおりです。

以上で説明を終わりますが、本件につきましては、総会終了後、市HPで公表することとしております。

なお、次回の総会においては令和 6 年度の最適化活動の実績について報告する予定となっております。

議長 報告第 4 号について説明が終わりましたので質問に入ります。

質問がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり) 21 番、岩渕委員。

21 番委員 21 番、岩渕です。今説明いただきましたけれども、米の方で、新規参入に、入ってきた方って、去年あたりまでで、どのくらい増えたかって言うのが知りたいです。

(「議長」の声あり) 佐々木局長補佐。

局長補佐 昨年度の新規参入者ということで、こちらのデータに関しましては普及センターを介していただいたデータです。

例えば、これは、親元で就農している人、どこかの法人とかに新たに参入、新たにそちらの構成員となった方は除いておるところでございます。

今は手元に資料がないので、新規就農者のうち何人が米農家なのっていうのは確認して後でお知らせしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 よろしいですか。

21 番委員 はい。

議長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、報告第 3 号を終結いたします。

議長 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書 23 ページをご覧ください。今月の案件は、所有権の移転が 14 件、賃貸借権の設定が 2 件、使用貸借権の設定が 1 件、計 17 件です。

番号 1 は、新規就農のため、金額 15 万円で売買するものです。耕運機、管理機を導入予定で自家用野菜を作付け予定です。

番号 2 は、高齢化のため、総額 38 万 8,800 円で売買するものです。トラクター、草刈機、軽トラックを所有しており、一部機械での農作業は委託する予定です。飼料米、牧草を作付け予定です。

番号 3 は、相続財産清算のため、総額 18 万 480 円で売買するものです。

番号 4 は、労力不足のため、総額 2 万 5,000 円で売買するものです。

番号 5 は、労力不足のため、総額 6 万円で売買するものです。

番号 6 は、労力不足のため、金額 5,000 円で売買するものです。

番号 7 は、負債整理のため、金額 10 万円で売買するものです。

番号 8 は、隣接地取得のため、総額 10 万円で売買するものです。

番号 9 は、労力不足のため、金額 10 万 1,822 円で売買するものです。

番号 10 は新規就農のため、金額 5 万円で売買するものです。耕運機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号 11 は新規就農のため、総額 5,772 円で売買するものです。草刈機、耕運機を所有しており、自家用野菜を作付け予定です。

番号 12 は、父から子へ、生前贈与するものです。

番号 13 は、労力不足のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は年額 16 万 840 円です。

番号 14 は、規模拡大のため、賃貸借権を設定するものです。賃借料は年間で玄米 210 キロの物納です。

番号 15 は、労力不足のため、使用貸借権を設定するものです。

番号 16 は、隣接地取得のため、金額 8 万 5,000 円で売買するものです。

番号 17 は、労力不足のため、総額 103 万 4,580 円で売買するものです。

以上 17 件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第 1 号について提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑がありましたらご発言願います。

（「議長」の声あり）菊地委員。

17 番委員 17 番菊地です。24 ページの 10 番について、ちょっと確認だけしたいのですが、事情わかっているものですから、確認だけします。これは、住宅の隣の農地の案件でしょうか。

議長 （「議長」の声あり）佐々木主事。

主事 お話の通り 10 番の案件につきましては自宅に隣接している、農地を購入するものでございまして、そのうち当該農地は、実際に今も、譲受人が耕作している状況だと伺っております。

17 番委員 先ほど自家用って話あったのですけれども、過去において、販売を目的として、耕作していたという情報もありました。その辺を把握されてたのでしょうか。

議長 （「議長」の声あり）佐々木主事。

主事 受付けの際に記載いただいた情報によりますと、自家用の野菜を作付して販売等はしないと伺っておりましたので、過去に販売目的で耕作していたといった情報は、こちらでは把握してなかったものでございます。

議 長 よろしいですか。

17 番委員 はい。

議 長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑を終結いたします。意見討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案の通り決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は原案の通り許可と決定されました。

議 長 議案第 2 号、農地法第 3 条の許可処分の取消しについてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主 事 議案書 27 ページをご覧ください。今月の案件は 1 件です。

番号 1 は、平成 31 年 4 月 25 日に許可をした所有権移転の案件ですが、令和 7 年 3 月 10 日付で取消願が提出されております。

当該案件は、許可申請の当初、お互いに使用貸借契約を結ぶ意向でしたが、契約内容を所有権移転と誤記した状態で申請してしまったものです。

譲受人の高齢化に伴い、使用貸借契約を解約しようと、農業委員会事務局前沢分室に来庁した際、申請当初の意向と実際の許可内容が異なることが発覚したため、双方合意の上で、取消しを願い出るものです。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 議案第 2 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

議 長 意見討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、取消願の通り許可処分を、取消しとすると決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって議案第2号は取消願の通り許可処分を取消し、すると決定されました。

議長 続いて議案第3号、贈与税の納税猶予等に関し、引き続き農業経営を行っている等の証明願の審査についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐々木主事。

主事 議案書28ページをご覧ください。今月の申請は2件です。

納税猶予等の適用を受けている期間中は、贈与税等の申告期限から3年目ごとに税務署及び県に猶予を継続して受けたい旨の届出をする必要があります。

その届出書に添付する証明書について、農業委員会で証明を行うものです。

納税猶予等の適用を受けている農地について、令和7年2月25日までの間、引き続き農業経営を行っていることが証明の要件となります。2件について、要件を満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第3号について提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願の通り決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって議案第3号は、証明願の通り決定されました。

議長 議案第4号。農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 佐藤農地係長。

農地係長 議案書は29ページからとなります。

まず初めに農用地利用集積等促進計画、通称、いわゆる促進計画につきまして、令和5年4月に、法令改正施行をされた農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法のこと)の規定によって、農地中間管理事業により、賃借権の設定等を行おうとするときに定める計画になります。

先月、3月28日に市の地域計画が策定されたことで、促進計画に移行しており、県知事が認可公告することにより、権利の設定又は移転されます。

簡単に言うと、これまで県知事認可の農用地利用配分計画であったり、市の農用地利用集積計画、いわゆる集積計画です。それによって、実施されてきた農地中間管理事業機構が行う農地中間管理事業が、法令改正で、促進計画で実施するように変わったということになります。あわせて、市がこれまで定めていた集積計画につきましては、同じ法令改正、市の地域計画策定によりまして、終了しております。

今後の農地の権利設定につきましては、農地法第3条許可申請と、この促進計画の二本立てとなります。

本議案に関しましては法19条の規定により、機構が促進計画を行う場合に、市に予め計画案を提出することを求めることができます。

市がその協力に求めて行う場合において、必要と認めるときは、農業委員会に意見を聞くものと定められております。

その関係で今回、案件が上がってきていることとなります。今回は意見を求められている案件につきましては、賃借権の設定が55件、使用貸借による権利の設定32件です。

また、農業経営基盤強化促進法第7条第1項に規定するところにおいて、機構が行う農地売買等事業ということがあります。そちらについても、促進計画で定めたものも含めることができとなっておりますので、この売買等事業に係る案件4件が含まれており、合計で91件の案件となっております。

議案ですけれども、番号1から番号4番までが先ほど申し上げた農地売買等事業に係る案件となりまして、農地中間管理機構が、所有者から借り入れ、1番2番が借入の部分となりますが、それを行うと同時に、一時貸し付けを行うもの、これは、3番4番となっております。

また、5番以降につきましては、貸付人から賃貸借権の設定などを受けると同時に、借受人に対しまして、賃借、検討の行う計画案、これまであった一括方式と同様のような内容の計画案となっております。

農地の所有者、農地の所在地番につきましては、事前に確認を行っております。

また、市、賃借権の設定等を受けるものがすべて農用地を効率的に利用し、耕作を、事業を行うことや、法人については農地所有適格法人であることを確認しております。ご審議よろしくお願いいたします。

あと、最後になりますけれども、今後の流れについて申し添えますが、今回農業委員会で本総会における意見決定を行いましたらば、それを市長に答申します。市

ではその内容を添える形で、今回の促進計画案を、機構に提出をいたします。機構では、内容確認を行って、今度はそれを促進計画として、県知事に認可申請を行う予定となっております。

これが認可公告されることで、促進計画に定められている権利の設定などが、実際に行われることとなります。以上、説明については以上となります。よろしくをお願いします。

議長 議案第4号について、提案説明が終わりました。

本議案につきましては、議席番号16番、紺野委員が、番号21及び22に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号21、及び番号21を除き、質疑に入ります。質疑がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、番号21及び番号22を除き、計画案に、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって議案第4号は、番号21及び番号22を除き、計画案に異議なしと決定されました。

議長 次に番号21及び番号22にかかる、農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定についてを審議いたします。当案件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、16番委員の退席をお願いいたします。

(16番委員退席)

議長 番号21及び22の質疑に入ります。質疑がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見討論を終結し、これより採決いたします。

本案の番号21及び22については、計画案にご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって議案第4号の番号21及び22については、計画案に異議なしと決定されました。

16番委員の退席を解除いたします。

(16 番委員着席)

議長 議案第 5 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主任 議案書 48 ページと、お手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は 1 件です。

番号 1 は、共同住宅 1 棟を整備するもので、非農地を含む総事業面積は 1,140.21 平方メートルです。

補足説明資料に記載の通り、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認報告をいたします。4 月 10 日に星洋子委員、佐藤茂推進委員と事務局同行の上、現地確認を行い、草刈等の維持管理はされているものと確認いたしております。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長 議案第 5 号について、提案説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、原案の通り許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は原案の通り許可相当と決定されました。

議長 議案第 6 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主任 議案書 49 ページと、お手元の補足説明資料をご覧ください。今月の案件は 6 件です。

番号1は、売買により自己住宅を整備するものです。

番号2は、贈与により、自己住宅を整備するものです。

番号3は、売買により、従業員及び来客駐車場13台分を整備するものです。

番号4は、使用貸借により自己住宅を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積は423.53平方メートルです。

番号5は、売買により宅地分譲3区画を整備するもので、非農地を含む総事業実測面積は968.82平方メートルです。

番号6は、売買により宅地分譲1区画を整備するものです。

いずれも、補足説明資料に記載の通り、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当であると判断しております。

続きまして、現地確認の報告をいたします。

番号1から番号4を、4月10日に星洋子委員、佐藤茂推進委員。番号5及び番号6を、4月9日に福田貴徳委員、菊地信也推進委員と、いずれの日も、事務局同行の上、現地確認を行いました。

番号1から番号3は、いずれも草刈等の維持管理はされているものと確認いたしました。

番号4は、野菜が作付されており、畑として利用されていることを確認いたしました。

番号5は、昨年まで、大豆の作付を行っていたものと確認いたしました。

番号6は、草刈等の維持管理はされているものと確認いたしました。

以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。ご審議よろしくお願いたします。

議長 議案第6号について、提案説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑がありましたらご発言願います。

(「議長」の声あり) 5番、千葉委員。

5番委員 5番、千葉でございます。

ちょっとお聞きしたいのですが、地域計画とのリンクっていうのはどのようなになっているのでしょうか。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主任 ただいまの千葉委員からのご質問にお答えいたします。地域計画との絡みということでしたけれども、奥州市は、令和7年3月28日付けで、地域計画が策定されて、走り出したというところです。

地域計画には、基本的には、都市計画の用途地域以外の農地が範囲として含まれているところであります。

今月の案件に関しましては、すべてが都市計画の用途地域内ということになりますので、今回の案件に関しましては、都市計画の用途地域ということもあって、地域計画の方には含まれていない土地の申請ということになりますので、今回に関して、地域計画とは関係はないというところで、転用申請が上がってきたというところにはなっております。

先ほど言ったように、都市計画の用途地域以外に関しましては、まず転用申請前に、地域計画の変更が必要になって参ります。当地域計画の変更に関しましては年2回のタイミングがありますので、そのタイミングのところですね、転用の見込みがあるものに関しては、変更申し入れいただきまして、その変更が決定された後に、転用申請をしていただくということでご案内しているところであります。以上です。

5 番委員 はい。わかりました。ありがとうございました。

そうしますと、今までは毎月このような提案の議案があったわけなのですが、それが少なくなってくるということによろしいでしょうか。

主 任 そうですね。先ほど言った通り2回の変更タイミングということがあるので、想定にはなりますけれども、その変更が決定された後の総会のタイミングで、もしかすると件数が多くなる月もあるのかなというようにも思っていたところではあるのですけれども、まず、今年度初年度ということですので、こちら、そういったようなことが想定されるという程度の認識でありました。

5 番委員 ありがとうございます。

議 長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見討論を終結し、これより採決いたします。

本案については原案の通り許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第6号は原案の通り、許可相当と決定されました。

議 長 続いて議案第7号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり) 安倍主任。

主 任 議案書 51 ページをご覧ください。今月の案件は3件です。

番号１は、平成１２年頃、隣接宅地とあわせて、アスファルト舗装して以来、宅地として利用しております。

番号２は、平成３年頃に居宅への進入道路を整備して以来、宅地として利用しております。

番号３は、平成１６年までに進入路及び駐車場を整備して以来、宅地として利用しています。

続きまして現地確認報告をいたします。

番号１は、４月１０日に星洋子委員、佐藤茂推進委員。

番号２及び番号３を４月９日に、福田貴徳委員、菊地信也推進委員と、いずれの日も事務局同行の上、現地確認を行いました。

番号１は、隣接している事業用地及び法人代表者宅と一体で利用されている宅地の一部となっております。

番号２は、居宅への進入道路として利用されておりました。

番号３は、宅地への進入路、庭及び駐車場として利用されておりました。

現地はすべて証明願の通り、現状で農地以外の用途で利用されており、２０年以上が経過しており、かつ、農地に復旧は困難であることをそれぞれ確認しております。以上、提案説明及び現地確認報告を終了いたします。

ご審議よろしく願いいたします。

議長 議案第７号について提案説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑がありましたらご発言願います。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。意見討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、意見討論を終結し、これより採決いたします。

本案については、証明願の通り決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって議案第７号は証明願の通り決定されました。

以上をもちまして、本日の奥州市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（閉会 １０時３０分）